

○三条市空家等及び空地の適正管理に関する条例

平成24年 9 月27日

条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等及び空地の適正な管理に必要な事項を定めることにより、これらが管理不全な状態となることの防止を図り、もって市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 空地 使用されていないことが常態である土地（法第2条第1項に規定する敷地を除く。）をいう。
- (3) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (4) 特定空地 そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空地をいう。
- (5) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。
- (6) 所有者等 法第5条に規定する所有者等をいう。

(市民の役割)

第3条 市民は、市の区域内に特定空家等又は特定空地があると認めるときは、速やかに市長にその情報を提供するよう努めるものとする。

(管理不全空家等及び特定空家等に対する措置)

第4条 市長は、法第13条第2項及び第22条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、第7条第1項に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

(特定空地に対する措置)

第5条 法第5条、第9条、第12条及び第22条（第15項及び第16項を除く。）の規定は、特定空地について準用する。この場合において、これらの規定中「特定空家等」とあるのは「特定空地」と読み替えるものとする。

2 市長は、前項の規定により準用する法第22条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、第7条第1項に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定により準用する法第22条第3項の規定による命令については、三条市行政手続条例（平成17年三条市条例第15号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

（緊急安全措置）

第6条 市長は、空家等の危険な状態が切迫している場合であって、所有者等が直ちに危険な状態を解消するための措置を講ずることができない特別の事情があると認められるときは、当該危険な状態を回避するために所有者等に代わって必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、前項の規定により緊急安全措置を講ずるときは、あらかじめ当該緊急安全措置に係る空家等の所有者等の同意を得る（所有者等を確知することができない場合にあつては、その旨を告示する）ものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときはこの限りではない。

3 市長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に要した費用を所有者等に請求することができる。

（空家等審議会）

第7条 市長の諮問に応じ、第4条及び第5条第2項の規定による勧告に関する事項、法第7条第1項に規定する空家等対策計画の策定及び変更に関する事項その他空家等対策に関し必要な事項について調査審議するため、三条市空家等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員3人をもって組織する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

（関係機関との連携）

第8条 市長は、災害や犯罪を防止するため必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に対し、法第9条及び第22条第1項から第3項まで並びに第5条の規定により準用する法第9条及び第22条第1項から第3項までの規定による調査、助言、指導、勧告及び命令の内容を提供し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。